

児童虐待防止等に関する他自治体の条例の構成（参考例・概要比較）

参考資料1

※各条例の規定事項の名称・分類、規定内容の概要等は、東京都事務局による

総則

未然防止

早期発見・早期対応

自治体名	千葉県	愛知県	岡山県	大阪府	和歌山県	横浜市
条例名	千葉県子どもを虐待から守る条例	愛知県子どもを虐待から守る条例	岡山県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜市県子供を虐待から守る条例
公布・施行時期	平成28年12月公布 平成29年4月施行	平成26年3月公布 平成26年4月施行	平成26年3月公布 平成28年4月施行	平成22年12月公布 平成23年2月施行	平成20年7月公布 平成20年8月施行	平成26年6月公布 平成26年11月施行
前文	○	○	○	○	○	○
目的・定義・基本理念	○	○	○	○	○	○
県（府・市）の責務	○	○	○	○	○	○
市町村の責務・役割	○	○	○	— 府は連携	○	
県民等の責務・役割	○	○	○	○ 府との協働	○	○
保護者の責務	○	○	○	○ 府との協働	○	○
関係機関の責務・役割	○	○	○	○ 府との協働	○	○
地域の取組	地域で生活する者等は、相互に助け合い・子育て情報提供等に努める	—	—	府は、子育てを見守る地域で、早期発見と防止のためのネットワーク確立できるよう支援	—	市民は、子供及び保護者の見守り・声かけ等し、子育てが孤立しないよう努める。
連携・協力（県、県の各機関、市町村、学校、児童福祉施設、病院等の関係機関及び関係団体）	○	○ 警察も規定	○ 警察、里親・里親会も規定	○	○	○
普及啓発	○ 教育機関での啓発も規定	○	○	○	○	○ 関係機関等による啓発等も規定
未然防止：相談体制整備、子育て支援等実施（市町村、関係機関への（専門的）支援含む）	○	○	○	○	○	○ 保護者の積極的な利用の努力義務も規定
早期発見（通告受付体制等整備等）	○	○	○	○	○	○
通告義務	○	—	—	—	—	○
児童相談所の通告受理時の安全確認義務	○	○ 48時間以内	○ 48時間以内	○ 48時間以内	○ 48時間以内	○ 他自治体からの引継ぎの場合の安全確認も規定
（通告を受けた）市町村の安全確認	—	—	—	—	・県は、市町村に48時間以内の安全確認を求める	
安全確認への保護者の協力義務	○	○（同居人含む）	○（同居人含む）	○（同居人含む）	—	○
安全確認時の関係機関、住宅管理者等の協力	○ 児相はを協力求める	○ 努力義務	○ 努力義務	○ 努力義務	○ 関係機関のみ規定	○ 努力義務
立入調査等・一時保護時の警察、市町村への協力要請	○	○	○	○	○ 市町村のみ規定	○
情報共有（県、県の各機関、市町村、学校、児童福祉施設、病院等の関係機関）	○	○ 警察も規定	○ 警察も規定	○	○	○ 転出先の自治体の児童相談所等への適切な引継ぎ義務も規定

支援

社会的養護

人材育成・その他

自治体名	千葉県	愛知県	岡山県	大阪府	和歌山県	横浜市
条例名	千葉県子どもを虐待から守る条例	愛知県子どもを虐待から守る条例	岡山県子どもを虐待から守る条例	大阪府子どもを虐待から守る条例	和歌山県子どもを虐待から守る条例	横浜市県子供を虐待から守る条例
公布・施行時期	平成28年12月公布 平成29年4月施行	平成26年3月公布 平成26年4月施行	平成26年3月公布 平成28年4月施行	平成22年12月公布 平成23年2月施行	平成20年7月公布 平成20年8月施行	平成26年6月公布 平成26年11月施行
虐待を受けた子供のへの支援	○	○	○	○	○	○
適切な医療を受けるための医療機関との連携・協力	○ 子供の適切な医療	○ 子供の適切な医療	—	—	—	○ 子供のため小児科等医療機関 保護者のため精神科医療機関
虐待を行った保護者への支援	○	○	○	○	○	○
児相等の指導・助言等に保護者が従う義務等	—	—	—	—	—	○
子供自身による安全確保への支援	○	○	○	○	—	—
社会的養護の充実	○	○	○	—	—	—
児童養護施設等退所児童の自立支援の充実	○	—	—	—	○ 家庭復帰及び自立を支援	—
人材育成（県、市町村、関係機関等の専門性向上等）	○	○	○ 児童養護施設等の職員の資 質向上も規定	○	○	○
子育て支援等団体の育成	○	○	○	○	○	○ 支援
市町村の要保護児童対策地域協議会への支援又は活性化	○	○ (政令市を除く)	○	○	○	○
基本計画・行動計画の策定	○	○	○	○	○	—
施策の実施状況公表	○	○	○	○	○	○
虐待防止施策等推進の財政措置等	○	○	○	—	—	○
調査研究	—	—	○	—	—	○
その他	・母子保健施策が虐待の 予防・早期発見に資すること を留意し、市町村の施策を 支援		県は、虐待の連鎖を断つ 援助として、 ・虐待を受けた子供が親に なるといふ虐待を行うことが ないよう、予防的ケアを受け られる措置を講ずる。 ・養育家庭等の充実等に 努める こと等を規定	・子供家庭センター（児童 相談所）の体制を毎年検 証し、必要な体制及び施 設を整備 ・医師、弁護士等から常に 必要な助言・援助を受けら れる体制を整備	・子どもを虐待から守る審 議会を設置（児福法§8 の審議会と別に設置）	・妊娠中の女性は、健康診査 を積極的に受けるなど、自己 及び胎児の健康の保持増進 に努める。 ・妊娠中の女性の配偶者の配 慮義務 ・産婦人科等医療機関は、妊 娠中女性や胎児のための施策 の周知に努める。